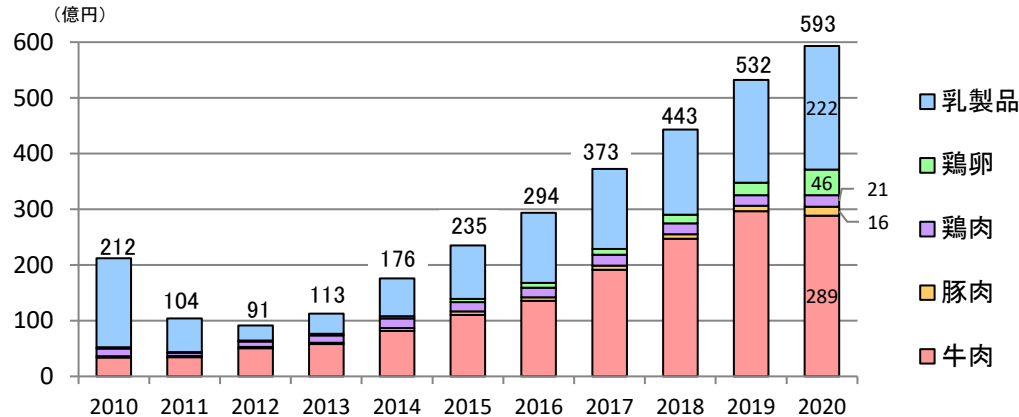


畜産物の輸出について

- 2020年の畜産物の輸出実績は593億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の289億円、全体の約49%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

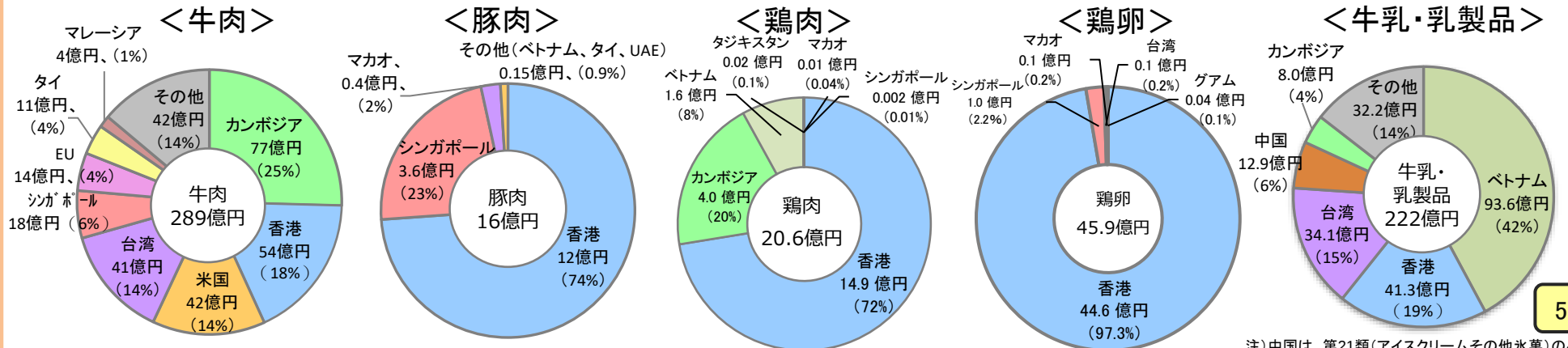
令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

2030年輸出目標額

牛 肉	:	3,600億円	鶏 肉	:	100億円
豚 肉	:	60億円	鶏 卵	:	196億円
			牛乳・乳製品	:	720億円

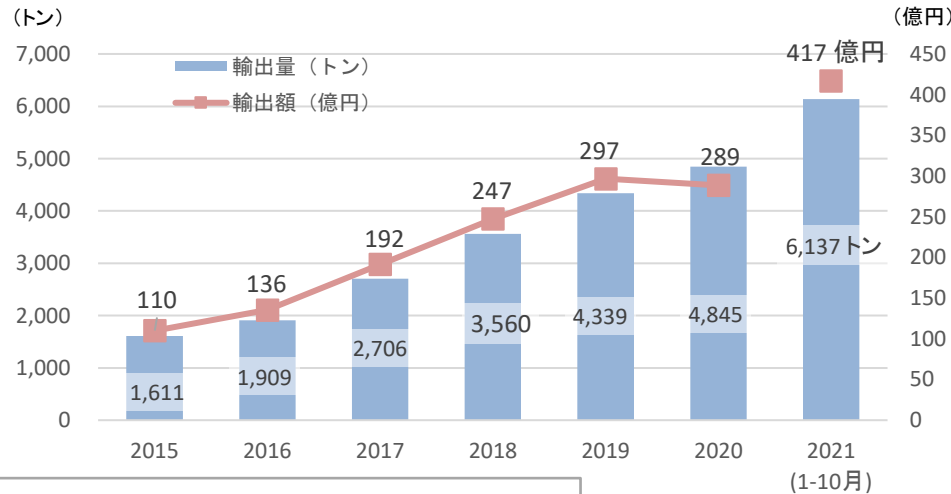
品目毎の国・地域別輸出実績(2020年)



注) 中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

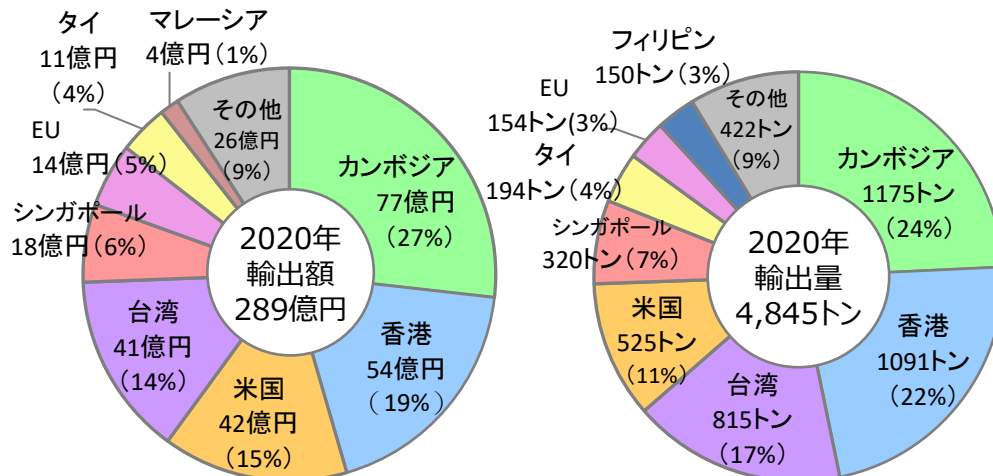
牛肉の輸出について

最近の輸出実績(正肉)の推移



牛肉(正肉)の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



2030年輸出目標: 3,600億円
(2025年輸出目標: 1600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2021年11月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	23	15	19	11	77	74

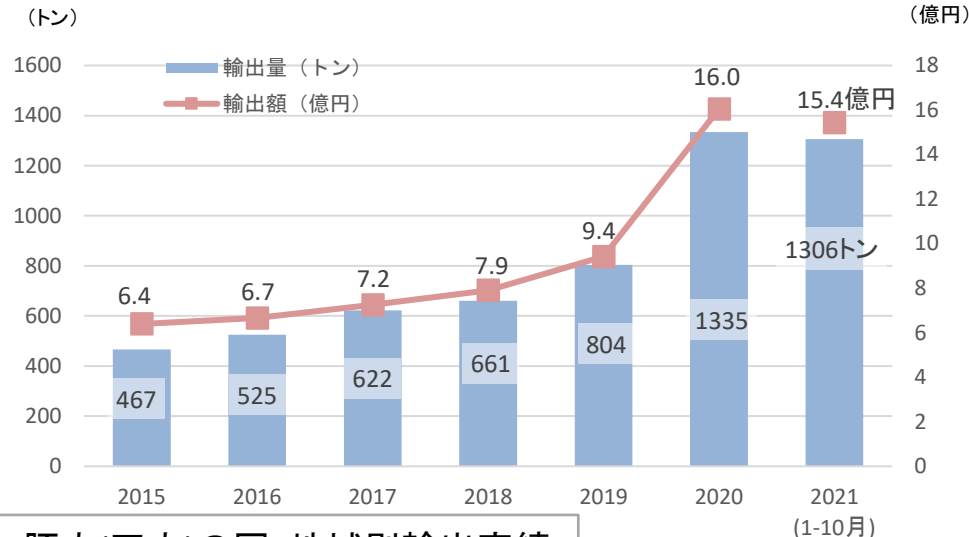
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産基盤を強化し、和牛を大幅に増頭・増産
(「増頭奨励金」の交付、和牛受精卵移植の推進等)
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化

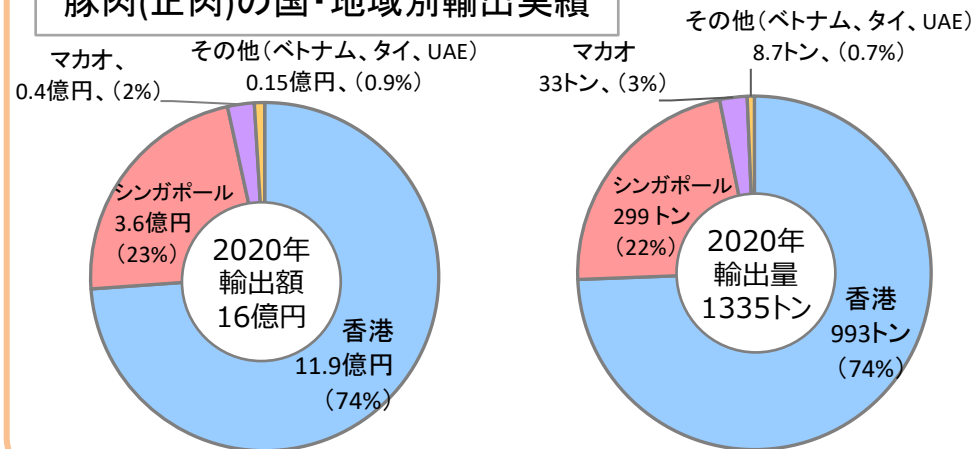


豚肉の輸出について

最近の輸出実績(正肉)の推移



豚肉(正肉)の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標: 60億円
(2025年輸出目標: 29億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	9	37	5

(2021年11月末現在)

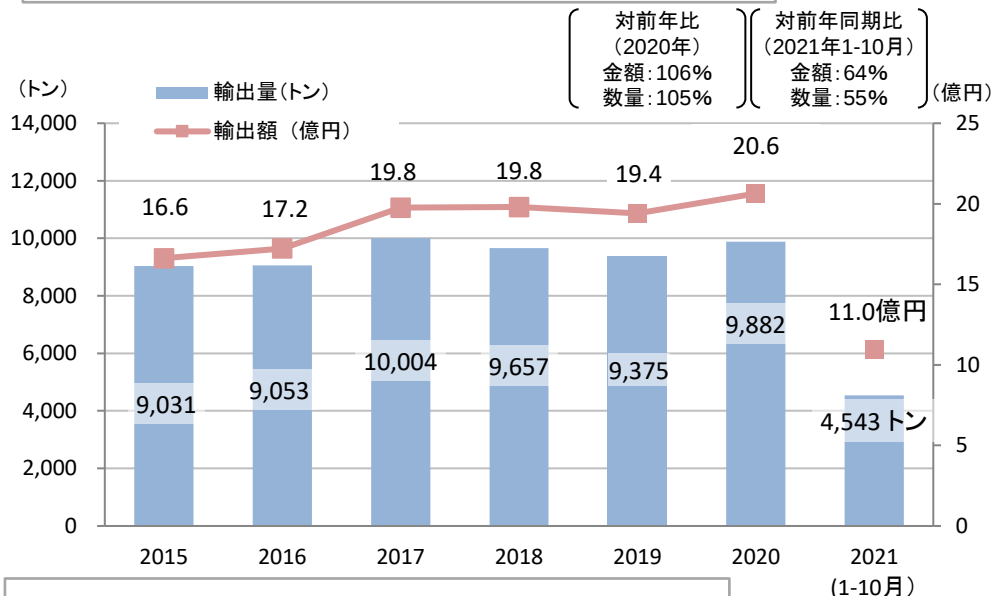
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



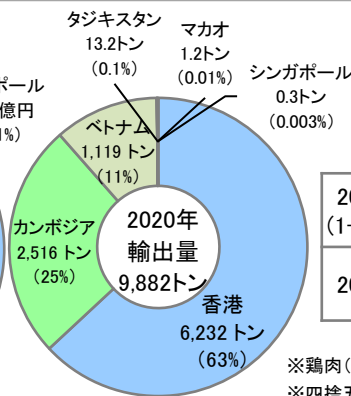
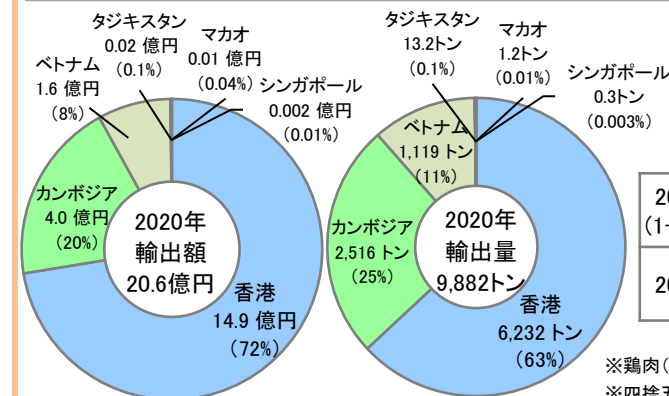
鶏肉の輸出について

最近の輸出実績(正肉、その他)の推移



鶏肉(正肉、その他)の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



		輸出量(トン)	輸出額(億円)
2021年(1-10月)	正肉	539	3.6
	その他	4,004	7.3
2020年	正肉	608	4.1
	その他	9,274	16.5

※鶏肉(その他)は、丸鶏、手羽、もみじ等。
※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合があります。

2030年輸出目標: 100億円

(2025年輸出目標: 45億円)

○ 輸出可能国・地域

香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等

○ 輸出解禁協議中の国・地域

中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2021年11月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	69	1	17

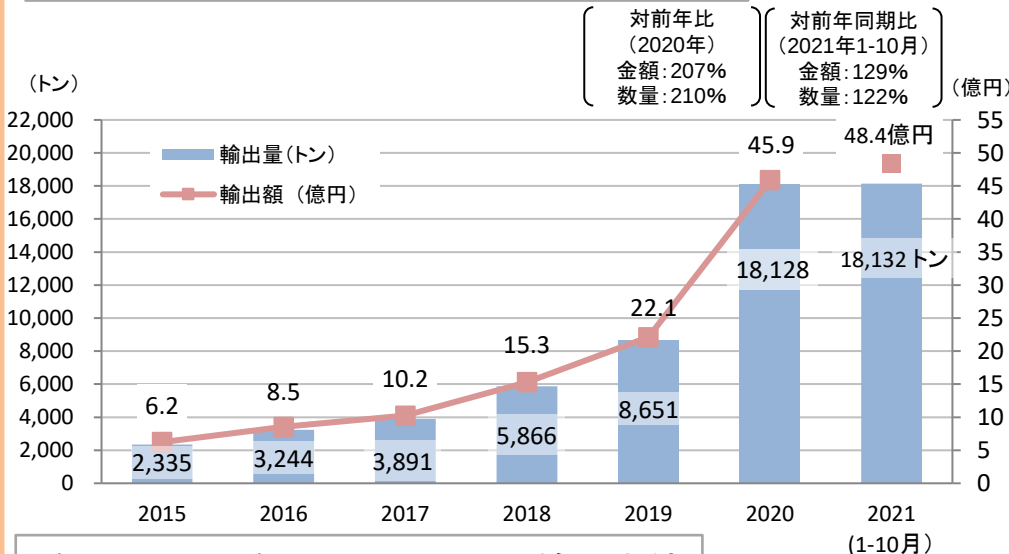
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



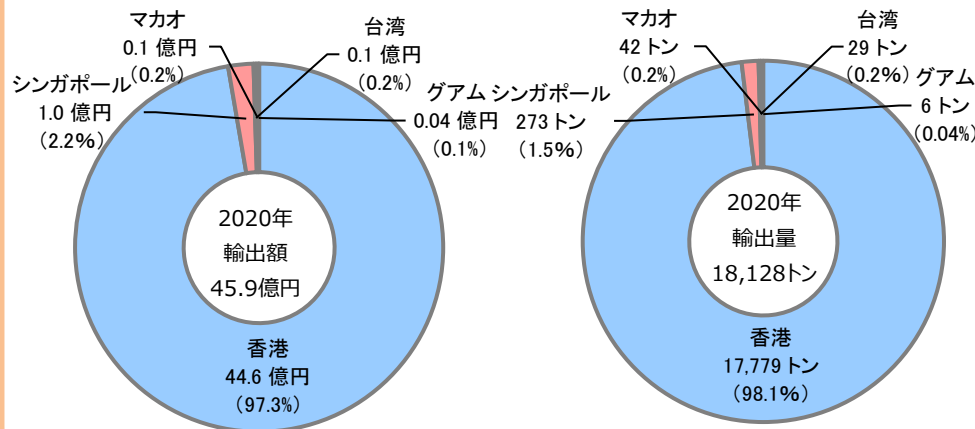
鶏卵の輸出について

最近の輸出実績(殻付き鶏卵)の推移



鶏卵(殻付き鶏卵)の国・地域別輸出実績

資料:財務省「貿易統計」



※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合がある。

2030年輸出目標:196億円
(2025年輸出目標:63億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2021年11月末現在)

	香港	シンガポール (殻付き鶏卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	203	9	2	1

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

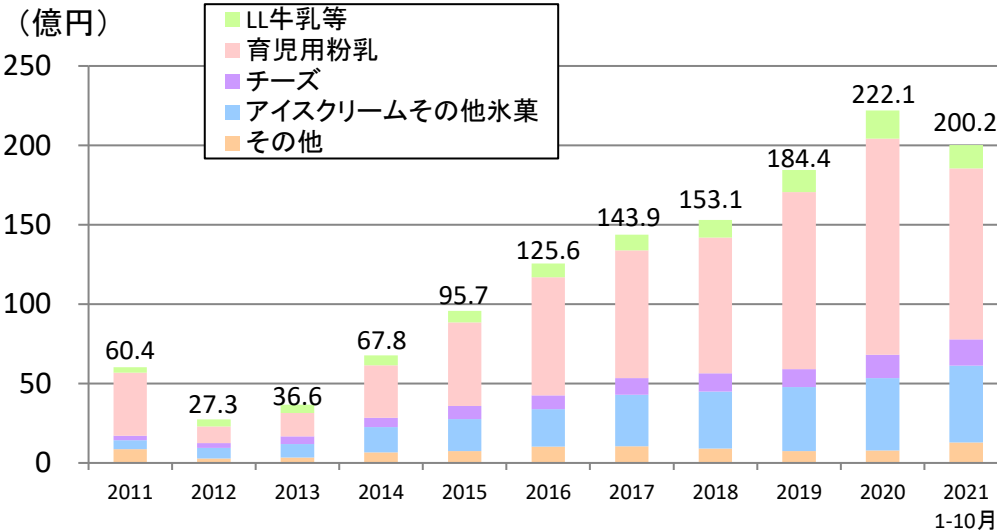


牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比
(2020年)
120.4%

対前年同期比
(2021年1-10月)
106.3%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

輸出可能国・地域

ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等

輸出解禁協議中の国

中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

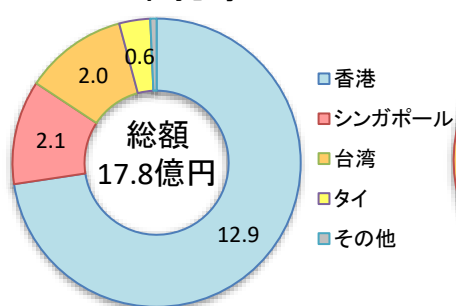
- 増頭奨励事業等の活用による生乳生産量の維持・拡大
(2030年度に生乳生産量780万トン)
- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



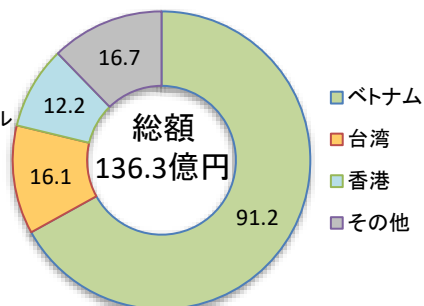
主要品目の国・地域別輸出実績(2020年)

資料:財務省「貿易統計」

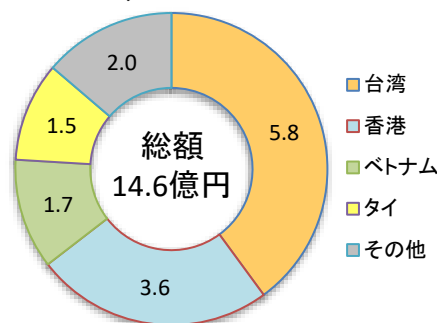
LL牛乳等



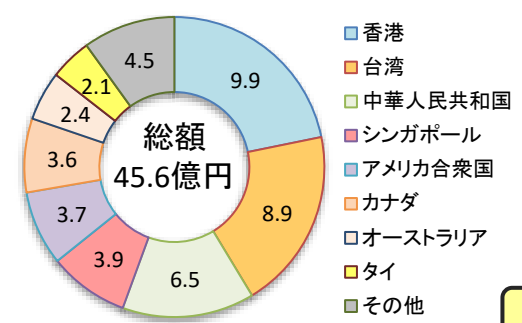
育児用粉乳



チーズ



アイスクリームその他氷菓



【その他】

持続的な畜産物生産の在り方について①

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を図る必要がある。
- 畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現

【畜産分野の具体的取組（例）】

- ・ 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
- ・ 牛のげっぶ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

持続的な畜産物生産の在り方

（検討会中間とりまとめ）

- 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた技術開発を含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき取組を提示

〔みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含めて畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの〕

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- 畜産に起因する環境負荷
地球温暖化、水質汚濁、悪臭 等
- 高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足
高齢化、規模拡大 等
- 輸入飼料への過度な依存
価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、
気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等

課題解決に向けた取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開
(家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
2. 耕種農家の二一ズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域
流通・資源循環の拡大
3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進
4. 有機畜産の取組
5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について②

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(1) 家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

(2) 飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進

【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索

(3) 飼養管理

【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発

(4) 家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大

【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方について③

我が国で畜産・酪農に取り組む意義

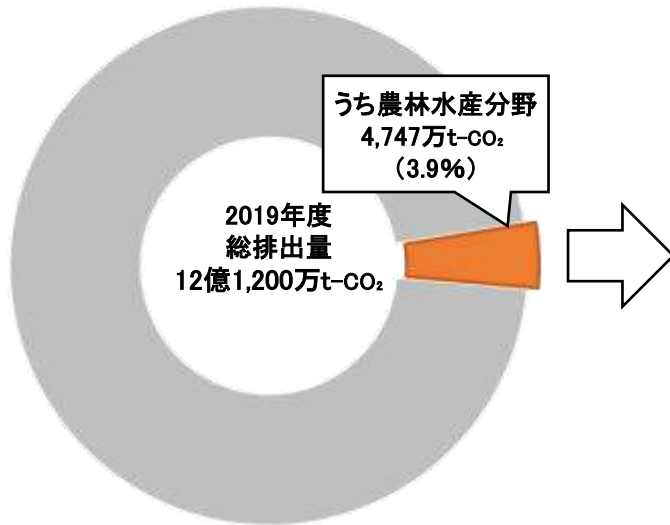
- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

畜産分野の脱炭素化への取組①

畜産分野の温室効果ガスの排出量

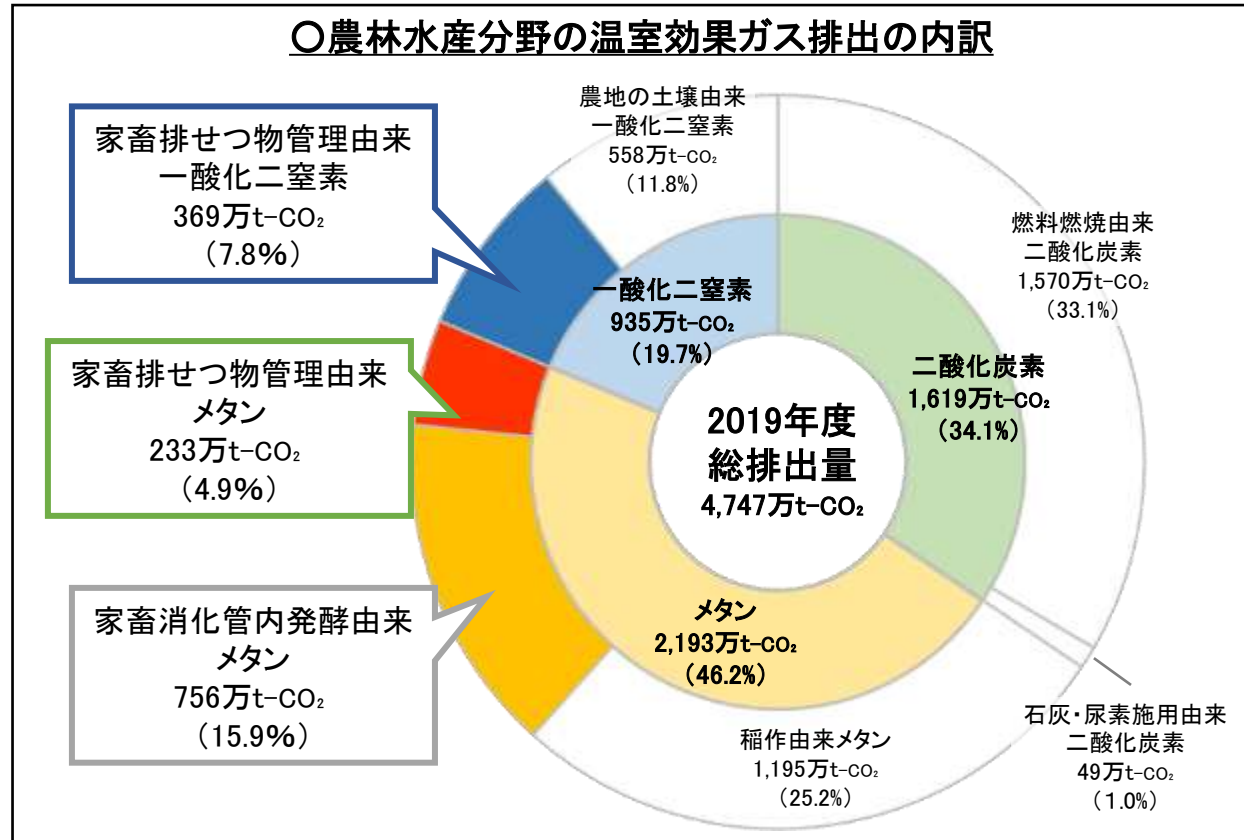
- 我が国の温室効果ガス(GHG)の総排出量約12.1億t/年(二酸化炭素換算)のうち約1%が畜産由来(農林水産業由来の1/3弱)。
- 畜産由来のGHGは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するCH₄(メタン)と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンとN₂O(一酸化二窒素)。

○温室効果ガス総排出量に占める 農林水産分野の割合



出典：温室効果ガスインベントリオフィス(GIO)

○農林水産分野の温室効果ガス排出の内訳

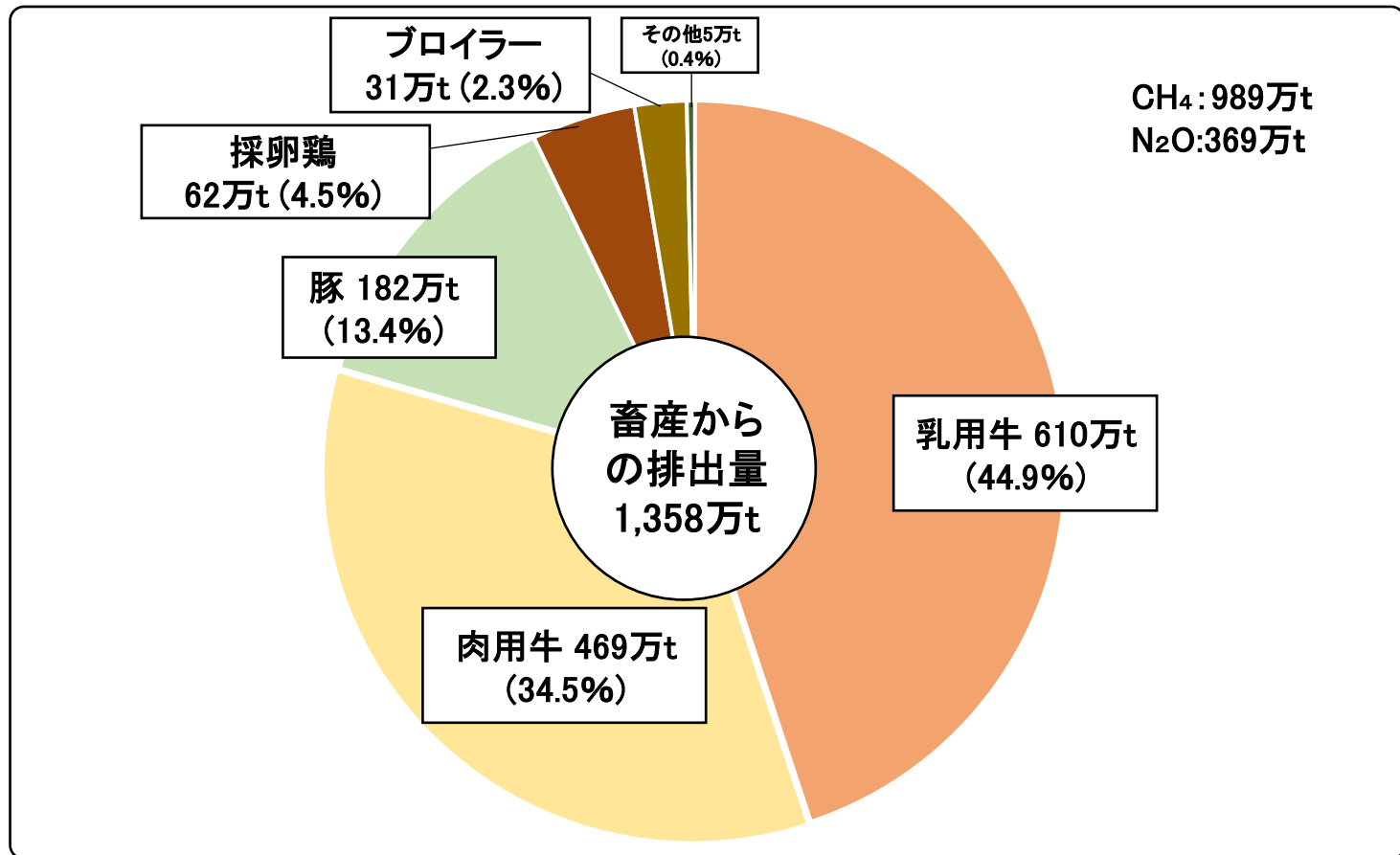


畜産分野の脱炭素化への取組②

我が国の畜産業由来の温室効果ガス排出量の畜種別の割合(2019年度)

- ・ 我が国の畜産から排出されるGHGは、乳用牛由来が約45%、肉用牛由来が約35%を占め、牛由来が併せて全体の8割を占める。
- ・ そのほか、豚由来が約13%、採卵鶏由来が約5%、ブロイラー由来が約2%。

○畜産全体に占める各畜種の割合(CO₂換算-万t)



畜産分野の脱炭素化への取組③

畜産分野の地球温暖化対策

消化管内発酵対策(CH_4 を削減)

牛は第1胃(ルーメン)で微生物の働きで発酵させることにより、牧草を消化することが可能であるが、その際に CH_4 が発生。家畜の生体機構に関わるため、制御が難しい。

■現状の技術(脂肪酸カルシウム等の給与)

- ・脂肪酸カルシウムの給与によって、 CH_4 を5%程度削減。
- ・令和3年度「環境負荷軽減に向けた酪農経営支援対策」において、支援の要件となる環境負荷軽減の取組の一つに、脂肪酸カルシウムの給与を追加。

■新技術の開発(ルーメン微生物の制御)

- ・ルーメン内の CH_4 を産生する微生物の完全制御により、牧草の栄養分を効率的に活用。
- ・ CH_4 と家畜排せつ物の発生量の削減を両立できるシステムを開発。
- ・2050年までに CH_4 の8割削減を目指す。



家畜排せつ物管理対策(CH_4 と N_2O を削減)

飼料の見直しや排せつ物の管理方法の変更等の現状の技術により対応。

■アミノ酸バランス改善飼料

- ・飼料中の余分なタンパク質を除去し、糞中の窒素を削減。
- ・豚の窒素排せつ量を3割、 N_2O を4割削減。
- ・牛、鶏については研究段階。



■家畜排せつ物の強制発酵

- ・家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌、発酵させることで温室効果ガスの発生を抑制。



■炭素繊維を利用した污水处理装置

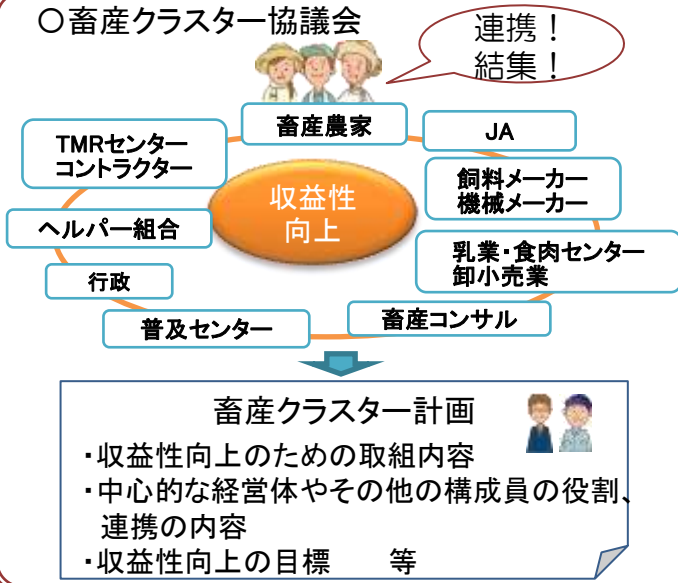
- ・炭素繊維に付着させた微生物の働きにより、 N_2O を最大8割減。実証試験中。



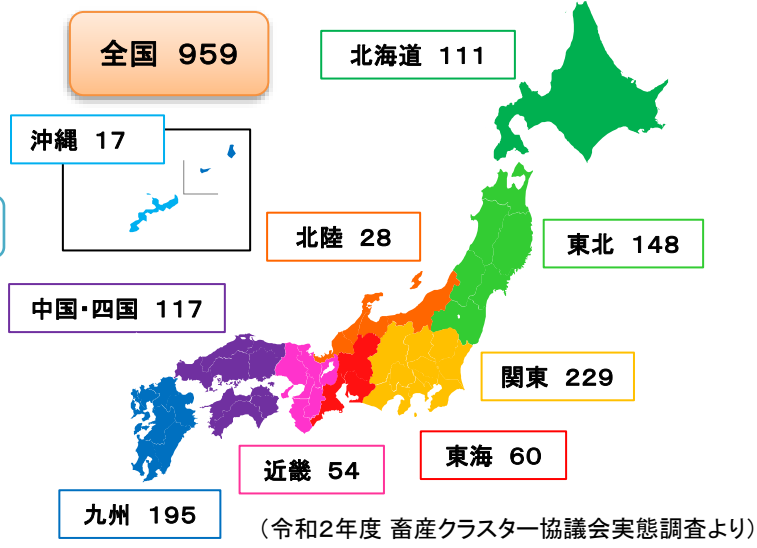
畜産クラスターの支援状況（H26当初～R2補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

○畜産クラスター協議会



○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	452
肉用牛	553
養豚	287
肉用鶏	108
採卵鶏	189

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国959)と一致しない。

(参考)

事業	取り組んだ協議会数
施設整備	514
機械導入	767
実証支援	124

※協議会数は重複有り。

事業		予算額 (億円)	事業		予算額 (億円)
26当初	実証支援	0.7	29補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	665
26補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	203	30補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	650
27当初	施設整備・実証支援	76	R1補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	561
27補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	610	R2補正	施設整備・機械導入 ・実証支援・経営継承	462
28補正	施設整備・機械導入 ・実証支援	685			

畜産クラスターの取組事例①

酪農

(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、
次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)

地域の酪農家が集まって、協業法人を設立



- 効果
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

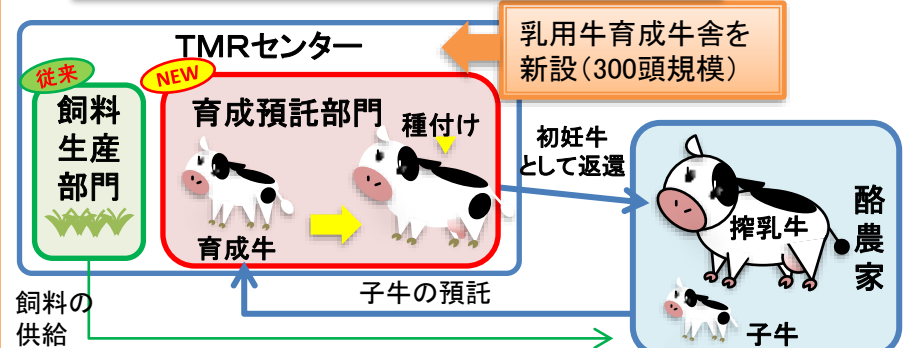
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高くつく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 1町)

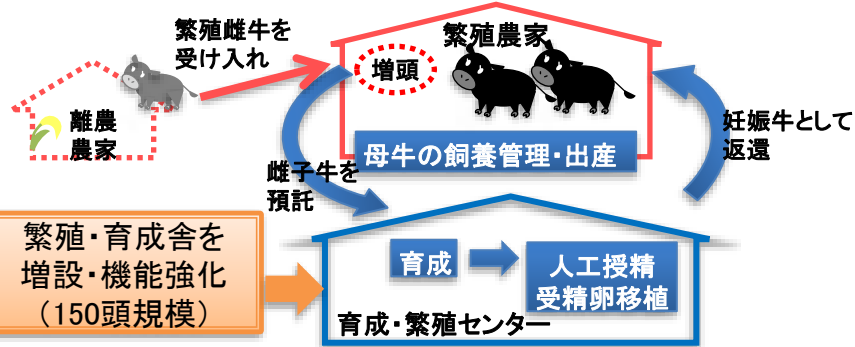
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



- 効果
- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
 - ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

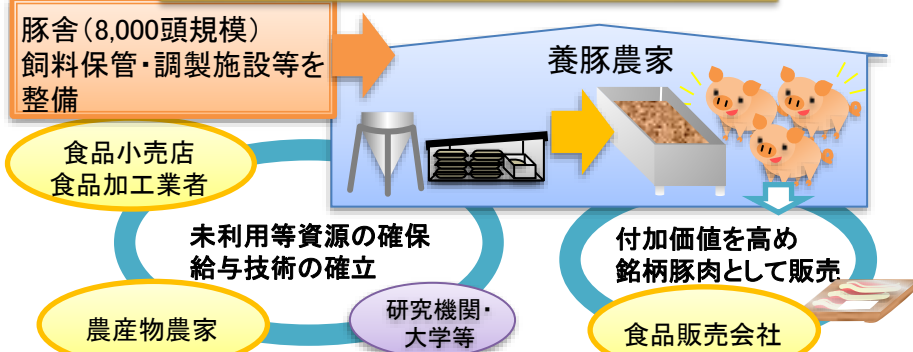
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



- 効果
- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
 - ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● 畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数

我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ③ 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ④ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。

補助率: 1/2以内
支援対象者: 中心的な経営体

● 畜産経営体質強化支援資金融通事業 R2補正【基金】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠: 43億円(既存基金を活用、R2.11月末時点)
基金管理団体: 民間団体

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R3当初:200億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい



● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 生産者団体等

● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等

家畜の増頭・導入に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率: 定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭
50頭以上の経営体:17.5万円/頭)
事業実施主体: 民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。
- ・ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率: 定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 6万円/頭、9万円/頭)
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体

● 畜産生産力・生産体制強化対策事業 R3年度:9億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率: 定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体

● 公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円

- ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
事業実施主体: 地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 都府県酪農の生産基盤強化のため、畜産クラスター計画に基づき、乳用後継牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率: 定額(27.5万円/頭)
事業実施主体: 民間団体

● 酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3当初:46億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。

補助率: 定額(後継者への導入5万円/頭、継承等3.2万円/頭)
1/2以内、上限27.5万円/頭
事業実施主体: 生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【ALIC事業】 R3年度:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
事業実施主体: 民間団体等

【酪農・畜産】

施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業

R2補正【一部基金】:462億円の内数

- ・ リース方式の施設整備を行い規模拡大する場合の家畜導入を支援します。

補助率: 1/2以内(上限有)
支援対象者: 中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数**
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数**
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



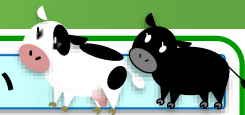
- **畜産ICT事業 R3当初:13億円の内数**
- **楽酪GO事業【ALIC事業】 R3当初:55億円の内数**
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:民間団体〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- **公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円**
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R2当初:200億円の内数**
TMRセンター等における国産粗飼料や飼料用米の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織高効率化対策 R3当初:9億円の内数
飼料生産組織の作業効率化・運営強化にかかる取組への支援により、良質な国産粗飼料の生産・利用拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】**
R3年度:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況(2021年11月19日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP家畜・畜産物認証 取得経営体数	延べ 255	34	71	51	50	30	実数:236経営体

注:1つの経営体で複数の畜種において認証取得している経営体があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。

GLOBALG.A.P.認証取得は、乳用牛で2経営体、乳用牛・肉用牛・子牛・豚で1経営体が取得。

- ・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。
- ・2017年8月31日～2021年10月5日までGAP認証取得の準備段階であるGAP取得チャレンジシステムの運用。
- ・2021年3月8日から生産者自らがGAP認証取得に向けた準備状況をチェックできるGAP取組自己点検システムの運用を開始。

公益社団法人中央畜産会HP <https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○スーパーS資金

- 経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。
- ・貸付対象：認定農業者
 - ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
 - ・借入金利：変動金利制
 - ・限度額：個人500万円、法人2,000万円（畜産経営については、それぞれ4倍まで）

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16～0.18%（令和3年11月18日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の6/12以内

子牛価格の高止まりの影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例
・実質無担保・無保証人化

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年11月18日現在）
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円

【経営継続資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。

- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年11月18日現在）

【経営維持資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年11月18日現在）

※経営継続資金・経営維持資金の限度額
（1頭又は100羽当たり）
乳用又は肥育用牛 13万円、
繁殖用雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、家さん 5.2万円 等

【体質強化推進対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.35%（令和3年11月18日現在）
- ・融資枠：43億円（令和2年11月30日現在）

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除。

【施設等資金対策】

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.30%（令和3年11月18日現在）
「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年11月18日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
 - ①前向き投資資金 負担額の80%
 - ②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円
 - ③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年11月18日現在）
（認定農業者の特例：0.16%～0.30%）
- ・限度額：農業を営む者 個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】一般：15年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：25年以内（据置5年以内）
【養豚】一般：7年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年11月18日現在）
- ・融資枠：500億円（平成30年度～令和4年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置。

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）

Ⅱ TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ることで、農林水産物の輸出を促進する。

Ⅲ 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)